

6. 残土条例

自治体において土砂の取り扱いに関する条例等（いわゆる「残土条例」）を定めている場合は、これを遵守しなければなりません。

【 解 説 】

(1) 残土条例の確認と受入地の選定

民間の受入地（いわゆる「残土処分業者」）に搬入する場合、自治体によっては土砂の取り扱いに関する条例等（いわゆる「残土条例」）を定めて、残土処分業者への許可制度などを設けている場合があります。

① 残土条例の主な規制内容

- ・ 民間の受入地（ストックヤード）に搬出する場合、搬出先となる自治体によっては、残土処分業者の許可制度などを設けている場合があります。また、有害物質に関する土壌分析結果などの添付が必要となる場合があります。
- ・ 土砂の崩壊、流出の防止のために、盛土高、法勾配などを定めている場合があります。
- ・ 一定量以上の残土を搬出する場合、届出が必要となる場合があります。

② 残土条例の事例

＜ 残土処分業者への規制＞（自治体の許可）

- 埼玉県：3,000 m³以上の土砂のたい積等
- さいたま市：500 m³以上の土砂のたい積等
- 千葉県：3,000 m³以上の埋立・盛土・たい積
- 千葉市：300 m³以上の埋立・盛土・たい積
- 茨城県：5,000 m³以上の埋立等
- 神奈川県：2,000 m³以上の埋立・盛土・たい積
- 栃木県：3,000 m³以上の埋立事業
- 京都府：3,000 m³以上の埋立等
- 和歌山県：3,000 m³以上の埋立等
- 広島県：2,000 m³以上の埋立・盛土・たい積
- 徳島県：3,000 m³以上の埋立等
- 福岡県：3,000 m³以上の埋立等

＜ 搬出元の建設工事への規制＞（届出など）

- 埼玉県：500m³以上の残土を搬出する場合は処理計画を提出
- 千葉県：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付
- 千葉市：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付
- 神奈川県：500m³以上の残土を搬出する場合は処理計画を提出
- 相模原市：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付
- 広島県：500m³以上の残土を搬出する場合は処理計画を提出

(参考)

静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生（令和3年7月）したことなどを踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する盛土規制法が制定され、令和5年5月より施行されます。